**表３　インタビュー調査の結果概要**

対象者１

* 特定業務従事者健診を実施している理由は、基本的法令で定められているため
* 暑熱、粉じん、交替勤務など様々な有害業務が存在する職場なので、特定業務従事者健診は特殊健康診断を含めて同時に実施している
* 深夜業に関しては、不規則な生活習慣となり体重の変動なども生じやすいので、特定業務従事者健診で確認を行っている
* 健康診断は自社の産業保健スタッフが実施しているので、健診は労働者と医療職が話す機会となっている。労働者への保健指導や、労働者からの労働環境に関するヒアリングの場として活用している
* 騒音に関しては、特殊健康診断に加えて特定業務従事者健診をする意義はない

対象者２

* 粉じんや騒音による健康障害は、特殊健康診断を実施した方が有用である
* 深夜業における特定業務従事者健診の意義は、あまり考えたことはないが、1つは健診を受けることで、労働者の健康面をチェックする機会があること。それをきっかけにして自分の体調を振り返ったりして、仕事を含めた生活改善につながるきっかけになればよい。当然所見があれば、保健指導・面談を行う。科学的根拠で言えば、発がん性もと言われてはいるけれど、その検査項目とやっているかといえばそうではない
* 特定業務従事者健診の基準って古いので、対象業務を見直してくれると現場としてはありがたい
* 特定業務従事者健診を深夜業健診に変更して、特定の有害業務に関しては特殊健診を実施した方がよい

対象者３

* 深夜業に対して特定業務従事者健診を実施した理由はわからないが、製造業だから交代制勤務が多く、生活習慣病病のリスクがあるため、やっとこうという話になったと思う。
* 特定業務従事者健診を、有効に何かに生かしているかといわれると、実務上は生かしていない。法令であるからやっている。
* 暑熱作業に対しても、特定業務従事者健診を実施しているが、その結果を適性配置に生かせていない。法的に定められいるから実施しているだけで、法的義務でなければ特定業務従事者健診を実施していないと思う。
* 特定業務従事者健診が設立された当時は、健康リスクの高い有害業務があったのかもしれないが、最近はそういった職場がなくなったから、特定業務従事者健診の実質的な意味がなくなった。
* 重量物取扱い業務に対して特定業務従事者健康診断をしても、その結果を上手く活用できない。
* 特殊健診と違い、業務内容と健診項目が合っていない
* 深夜業とかは、交代制勤務とかの睡眠リスクを考えたら別の意味でやる意味は今後出てくるのかもしれない。年齢が上がってきて、50歳以上とかで深夜業やらせるとかならやる意味があるかもしれない。ただその場合の健診項目は思いつかないし、年に2回実施する必要も感じていない。
* 深夜業に対する特定業務従事者健診の基準ははっきりしてるから実施を検討しやすい

対象者４

* 自社の産業保健スタッフが健康診断の問診等を行っているので、例えば高熱業務における特定業務従事者健診では業務内容を詳細に聞いたり、保健指導をしたりしている。
* 特定業務従事者健診を外部機関に委託すると、そこまで詳細な問診が期待できないので、特定業務従事者健診の必要性もないと思う。
* 高熱作業者で定期健診と同じ項目を2回やることに関しては、糖尿病とかリスクがある人は意味があるかもしれないが、それ以外はあまり意味がないかもしれない。
* 粉じん作業では、特定業務従事者健診と特殊健診を両方実施しているが、双方の健診を明確に区別せず実施している。
* 特定業務従事者健診が義務でなくなったら、経済的な問題もあり協力会社では実施継続はしないと思う。

対象者５

* 特定業務従事者健診と特殊健診と重複している業務があるので、両者の健診を一本化してほしい
* 特定業務従事者健診で定期健診と同じ項目をやることに意味はないと思う
* ただ、特殊診断でカバーしていない深夜業・高熱は色々な病気と関連しているので、血糖・血圧や、高熱に関しては既往歴・内服歴が健診項目として有用である
* 業務により生じる恐れのある健康障害は様々なので、それに応じた健診項目にするべきだと思う。

対象者６

* 放射線、粉じん、騒音、深夜業、有害物で特定業務従事者健診を実施しているが、定期健診と同一の項目では、適正配置に利用できていない。
* 特定業務従事者健診の実施目的がはっきりしない。
* 特定業務従事者健診はもともと劣悪な環境で働かされた人たちの救済だったはず。しかしそのような職場環境は少なくなってきた。その目的であれば、深夜業・過重労働など疲弊が多い業務を対象にすればよい。
* 特定業務従事者健診の実施目的を明白した上で健診項目を選定する必要がある。

対象者７

* 深夜業務従事者に対する特定業務従事者健診は事後措置に利用している。対象者が多いため、血圧、血糖、体重の項目に絞って自前で保健指導を行っている。ただ、深夜業従事者で糖・血圧の項目が重要だからやっているのではなく、有所見者が多いからという理由で実施している
* 粉じん作業に対して、以前から特殊健診と特定業務従事者健診を併用しているが、二度手間という感覚がある。
* 一回始めたら継続するのが均一なサービスと思っている企業なので、仮に特定業務従事者健診が法的な義務でなくなったとしても、引き続き実施すると思う。